

# 意見募集要項

## 1 意見募集対象

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令案及び鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針の一部改正（案）について

## 2 意見募集期間

平成29年7月4日（火）～平成29年8月3日（木）まで（必着）

## 3 意見提出方法

御意見は、下記[意見提出用紙]に従って御記入の上、郵送・FAX・電子メールのいずれかの方法で、(2)意見提出先まで御提出ください。（氏名・連絡先のないものは無効となります。）

### (1) 意見提出様式

#### [意見提出用紙]

※ 各項目は必ずこの順番で記載してください。

[件名]鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令案及び鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針の一部改正案について

[宛先]環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

[氏名](企業・団体の場合は、企業・団体名／部署名／担当者名)

[郵便番号・住所]

[電話番号]

[FAX番号]

[御意見]

1 該当箇所(○ページ○行目を記載してください。)

2 意見内容(100字以内で簡潔に記載)

3 理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。)

※1枚の紙に複数の御意見を記入する際は、上記の1.～3.を繰り返し記入してください。

### (2) 意見提出先

#### ア) 郵送による提出

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 あて

※封筒に朱書きで「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規

則の一部を改正する省令案及び鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針の一部改正案に関する意見」と記載してください。

イ) FAX による提出

03-3581-7090

※締切間際は、回線が混み合いますので、あらかじめ余裕をもってお送り下さい。回線がつながりにくい場合は、郵送あるいは電子メールにてお送り願います。

ウ) 電子メールによる提出

[shizen-choju@env.go.jp](mailto:shizen-choju@env.go.jp)

※件名に「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針(案)に関する意見」と御記載ください。

※電子メールで提出される場合は、メール本文に必要事項を記載し、送信して下さい。(添付ファイルやURLへの直接リンクによる御意見は受理いたしません。)  
また、氏名・連絡先は必ず本文中に記載願います

#### 4 資料の閲覧又は入手の方法

- 環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp>)のパブリックコメント欄(<http://www.env.go.jp/info/iken.html>)を御参照下さい。
- 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室の窓口に備付け  
東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 中央合同庁舎5号館 26階(国会側)
- 郵送による入手を希望する場合は、返送先を宛名に明記し120円切手を貼付した返信用封筒(角A4)を別の封筒に入れ、意見提出先まで送付してください。

#### 5 注意事項

- 意見は、日本語で御提出ください。
- 電話での御意見は受け付けておりませんので、あらかじめ御了承ください。
- 郵送、FAX の場合はA4サイズ of 用紙に記載の上、提出願います。
- 提出いただきました御意見については、名前、住所、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただくこともあります。
- 締切日までに到着しなかったもの等及び下記に該当する内容については無効といたします。
  - ・個人や特定の団体を誹謗中傷するような内容
  - ・個人や特定の団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
  - ・個人や特定の団体の著作権を侵害する内容
  - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容

・営業活動等営利を目的とした内容

○なお、御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承願います。